

反社会的勢力等への対応方針

制定日: 令和8年4月1日

株式会社

第1条(基本方針)

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断し、企業としての社会的責任を果たすため、反社会的勢力等に対して毅然とした姿勢で対応する。

第2条(反社会的勢力等の定義)

本方針における反社会的勢力等とは、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等およびこれらに準ずる者をいう。

第3条(対応の基本原則)

1. 反社会的勢力等との取引および関係を一切遮断する。
2. 不当要求に対しては、組織全体で対応し、担当者個人に責任を負わせない。
3. 暴力、脅迫、威圧的な言動等による要求には応じない。
4. 金銭の支払い、便宜供与、寄付等による問題解決を行わない。
5. 必要に応じて、警察、弁護士、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携する。

第4条(保険契約等における対応)

1. 保険契約の引受け、更新、変更および保険金請求等において、反社会的勢力との関係が疑われる場合は、事実確認を行い、所属保険会社の規定および関係法令に従って適切に対応する。
2. 反社会的勢力に該当することが判明した場合は、所属保険会社へ速やかに報告し、契約の引受け、継続、解除等について適切な指示を受ける。

3. 反社会的勢力による不当な保険金請求、金銭要求その他の不正行為が疑われる場合は、証拠を保全し、所属保険会社と連携して対応する。
4. 反社会的勢力に関する情報は、個人情報の保護に配慮し、業務上必要な範囲で適切に管理する。

第5条(不当要求への対応)

1. 不当要求を受けた役職員は、単独で判断・対応せず、速やかに代表者または責任者へ報告する。
2. 要求内容、日時、相手方、対応状況等を記録し、関係資料を保全する。
3. 脅迫、暴力その他の危険がある場合は、役職員の安全確保を最優先とし、必要に応じて直ちに警察へ通報する。
4. 不当要求に対しては、弁護士等の助言を受け、民事・刑事の両面から法的措置を含めて対応する。

第6条(社内管理体制)

1. 代表者は、反社会的勢力等への対応に関する最終責任を負う。
2. 役職員は、本方針を遵守し、反社会的勢力等に関する情報を把握した場合は速やかに報告する。
3. 当社は、役職員に対して必要な教育・研修を実施し、対応方針の周知徹底を図る。
4. 対応記録を適切に保存し、必要に応じて対応状況を検証し、社内管理体制の改善を行う。

第7条(方針の見直し)

当社は、関係法令、社会情勢および所属保険会社の規定等を踏まえ、本方針を定期的に見直し、適切な運用に努める。

以上